

抵抗する精神とはなにか

——田川大吉郎・石橋湛山から見えてくるもの

遠藤興一

原理や人格へのいきいきとした強いアタッチメントが前提となつてはじめて、そこへ主体的に逆流して行く「諫争」や、それから自己をひきはがす「謀反」が自我の次元で痛切な問題となる。

——丸山眞男『忠誠と反逆』より

はじめに

今日ではもはや知る人もないエピソードをひとつ。それは明治天皇の「崩御」に際し、神宮創建案を、当時東京市長であった阪谷芳郎を中心に市議会が主唱、首相西園寺公望も賛同に及び、やがて国民的な運動となった。この時、石橋湛山は「愚かなるかな、神宮建設の儀」と題する反対意見を『東洋時論』に寄せた。天皇の業績の背後にあるものとは何か、それを批判的に問うている。

抵抗する精神とはなにか

抵抗する精神とはなにか

多くの人は、明治時代の最大特色を以てその帝国主義的發展であるというかも知れない。なるほど陸海軍は非常な拡張を見た。大戦争を幾度かした。台湾も樺太も朝鮮も版図となった。而して国民は軍事費の圧迫に青息吐息である。皮相に明治時代を考えれば、どこから見てもミリタリズム全盛の時代であった。¹⁾

続けて湛山はこうも言う。「吾輩は日清戦争の当時、一人の非戦論がなかったことを今に遺憾に思う。日露戦争に当り、十分に反対論の挙らなかつたことを深く残念に思う²⁾、と。今、ここで神宮創建に反対だという声を挙げれば、世間はさぞかし「不忠不義乱臣賊子を以て罵り」返すことであろう。ならば私はこう言い返そう、「先帝陛下を記念したいというならば、僕は一地に固定してしまふようなけち臭い一木石造の神社などというものを建てずと、『明治賞金』を作れと奨めたい」、ノーベル賞にも匹敵するような業績を世界に求め、それを顕彰したらどうか。ついでに時代は下がって、大正天皇が「崩御」した際も、湛山は頃日唱えられた大正神宮の創建案に對して、「明治天皇のみいづを記念しまつる方法として神宮を建設した事は誤った³⁾」選択であつたが、此度もそうした試みを行なうのであれば、私としては「日本皇室資金」を設け、社会貢献に對する顕彰の資としたらどうかという。さて同じ頃、田川大吉郎も神宮の創建には反対意見を發表、代わりに記念事業として天皇の銅像建設を提案、神社創建に反対の意思を表わすと同時に、「之を記念する世界的方式として……御銅像の建立も亦望まし⁴⁾」い。後に、「神社問題に関する一節」という文章で神社祭祀論を展開し、人間天皇を神格化して、宗教的拝礼の対象とするには反対する、また「祭祀といふことは、支那流で申せば『紀念』といふことになる。紀念といふことが祭祀の意味であり、又その起源である⁴⁾」ことを主張、つまり宗教的な扱いに固執する必要は無いのだと

いうことを明らかにした。一九二二（大正元）年十二月、「政府ハ明治天皇ノ神靈ヲ奉祀セムカ為メ明治神宮建設ノ計画ヲ立テ速ニ帝國議會ノ協賛ヲ求ムル」（衆議院議長 大岡育造）建議案の採択にあたり、議員は総立ちでこれに賛成した時、田川はひとり立つことなく、個人的な信念からこれに反対した⁵⁾。その後、国民の大半もこの企画に協賛し、運動となって大きな盛り上がりを見せたが、こうした世相のもとにおいて、両者はかくの如き「不忠不義なる」反対論を唱えた。

一 大正デモクラシーの旗手として

芳賀榮造著『明治大正筆禍史』をみると、なかに「田川事件」と題する裁判記事があり、次の様な解説が記されている。

大隈内閣当時の司法参政官、憲政会の所属代議士田川大吉郎は「大隈内閣瓦解当時の政変に際して、元老の採った態度は甚だしく非立憲である」と、大胆率直に非難攻撃した論文を雑誌文明評論、立憲青年及第三帝國に掲載した。これが筆禍の因をなして、雑誌関係者とともに起訴され、公開禁止の公判は東京地方裁判所に於て数回に亘って開かれ、大正六年三月一九日左の判決を宣告された⁶⁾。

禁固五ヵ月、罰金一〇〇円という、この種の裁判としては異例に重い判決であった。従って、「田川の筆禍事件は、

抵抗する精神とはなにか

当時世人を驚かせたことはひととおりではなかった⁽⁷⁾。それは盛り上がりを見せた大正デモクラシーの風潮に冷水を浴びせるほどの影響を周囲に与えた。湛山もその例外ではない。一九一四（大正三）年五月以来、定期的に開催していた自由思想講演会のアクティブ・メンバー田川が有罪となったからである。それまで湛山は「特権政府乎、議会政府乎」と題する政府批判を発表するなどして、田川と同じ論陣を張ってきたことはいえ、さすがに覚悟を求められた⁽⁸⁾。が、ことはそれで済まなかった。中央公論に「憲政の本義を説いて、其の有終の美を済すの途を論ず」（大正五年一月）を載せるなど、華々しい活動を展開していた吉野作造にも及んだ。友人小山東助の義兄、田川が被った有罪に危険を感じた彼は、以後その立憲論に一定の抑制（自己規制）を余儀なくされた。このことは後に、自身が告白している⁽⁹⁾。事件の経緯に触れてみたい。当時、大隈内閣は総辞職するにあたり、後継首班として加藤高明を推薦したが、これに反対する山縣有明は元老会議を通じ、後継に寺内正毅を推薦、天皇は山縣の意見を容れて寺内に組閣を下命、この動きを指して田川は「元老による政権私儀」にあたる⁽¹⁰⁾と厳しい論調で非難した。こうした批判をもっともなことだとする風潮は、当時のジャーナリズムに拡がっていたから、世間に対する牽制、抑止の意味、見せしめの意図が見てとれる。田川は山縣個人を名指して、「軍人はどこまでも軍人たるべく、政治上の事は政治上の専門家に委ねるが宜しい⁽¹¹⁾」と迫り、「この度の政変は、人道上の問題としては、陛下の神聖を冒瀆し奉った、元老不臣の行為が一番重い」とあげつらった。

さて、視点を変える。田川と志を同じくするジャーナリスト石橋湛山が田川論を展開した最初は、いわゆる東京市長問題がマスコミをにぎわせた頃である。市長の尾崎行雄に請われて田川が助役に就いたのは一九〇八（明治四一）年一〇月、その後継市長までを含めると六年の長きにわたってその職責を全うした。ところが、任期半

ばにして失脚する形で辞任した。原因は阪谷市長の失政によるもので、「電燈料の欠損は当初の計画より甚だしと思わるるに至つた」⁽¹³⁾時、田川は「自分等の当初の計画通りに東京市が予算を立ててくれたら、昨年は四七万円の減収でなくて、却つて六万円の増収になつた筈」であると主張したが、阪谷はこの意見を容れず、結果において欠損を出したことの責任を田川にとらせた。この時、湛山は「公平に見て、之れは何うも非難する方が間違つて居る」⁽¹³⁾として、田川を弁護した。田川自身の意見は、「電燈問題に対する阪谷男の第一責任は、此遷延、逡巡の間に在る、但、僕の負ふだけの責任は僕も負ふ」⁽¹⁴⁾として、潔く職を辞した。次に噂となつたのは、誰を後継市長にしたらよいかという話題で、「東京市民は、新市長の選択に騒いでいる」⁽¹⁵⁾。両者とも、それぞれに市長論を展開した。首都の代表的地位を占める者は、従来中央政界において重きをなした人物が就くことになっており、大臣経験者などはその適任とみなされていた。しかし田川は知事公選論を掲げて、それに反対した。湛山もそれは賛成である。

それは確か、田川大吉郎氏の夙に主張せる処と記憶するが、地方の自治を發達せしむる上から見、又知事を中央政府の爪牙として、勝手な干渉を選挙其他に加うる弊風を杜絶する上から見、最も必要な改革である。⁽¹⁶⁾

人選の基準は地方自治を促進するため、中央政府との間に独立自治の見識、思想を持つ者でなければならぬ。田川の頭に浮かんだ人物は、民間的立場で長く市政と関わりを持っている洪沢栄一であった。

抵抗する精神とはなにか

市長に適したる東京市の長老を視るかといふに、第一は渋沢男であらう。維新以後、引き続きたる東京市との關係に於て、その閱歷に於て、その力量に於て、僕は渋沢男を恰好の市長と見て居る。⁽¹⁷⁾

一方湛山の人選基準は、と見ると市政に通じ、行政経験が豊富であること、地方自治を發展させる上で、見識を持った者という条件に合う者は田川を措いて他に無い。世間とはかく尾崎の下僚と見なして、田川の能力を低く見過ぎており、行政経験からして田川こそ市長にふさわしい。

東京市のことを、恰かも自分の事の如く、自分の家の事の如く、熱心に説き立て、書き立てておる。其の見解と言ひ、其の気分と言ひ、此の人を市長に挙げて、其の手腕を振寄せたならばと、深く吾輩に思わせた。⁽¹⁸⁾

事態は結局、慣例どおりに進み、政友会の実力者奥田義人が就き、その後の経緯から見れば、これは問題の多い人選となった。そこで田川は自らの見解をもとに「奥田新東京市長論」(『中央公論』、大正四年七月)を展開、同じく湛山も奥田批判を書く。

市会は何故其の中から市長を出さないのだ。曾つても申した如く、市長は是非大臣上りでなくてはならぬ、名前の売れた老人でなくてはならぬと考えるのが、抑も誤謬である。此の誤謬を捨てて、市会自ら責任を帯

びて市政を料理する覚悟に出れば、市長を求むる事位に何の面倒があるであろう。⁽¹⁹⁾

この奥田市政の誕生から数えること八年の後、後藤新平が市長を辞任し、後任人事が巷間話題となった時も、湛山は再び田川推薦の弁を振っている。「今東京市で……最も実行的な、而も遠大な計画を抱いておる人を求めば、蓋し田川大吉郎氏を除て、他にあるまいと確信する。……何故斯くの如き立派な人物であるのに、それを市長に推そうとはせぬのであろう」。⁽²⁰⁾

二 立憲自由主義者として

立憲自由主義に関する両者の立場、見解はほぼ同じで、社会活動や政見に問題が及ぶ時は、なにかと協働歩調をとることが多かった。田川は現職政治家として、湛山はジャーナリスト、エコノミストとして行動したから、主要な活動の舞台は、自ずと異なる場所があった。松尾尊兎によると、第一次護憲運動の特徴として「湛山執筆の新報社説だけが閥族を根底から打倒し、かつ国民の政治的要求を平和裡に表現する手段として、普通選挙を高唱した⁽²¹⁾」点に漸新さがあるという。それは「大正デモクラシーの担い手たる新中間層の代表選挙として」論陣をリード、急進的自由主義の先頭を走る存在として人びとの目を引いた。経済的自由主義の主張から始まり、やがて政治的な自由主義者として論壇に登場、一九一〇（明治四三）年五月『東洋時論』の刊行に合わせ、以後その政治論は本格化していく。こうした動きのなから一九一四（大正三）年五月以後、一九二二年九月まで活

抵抗する精神とはなにか

抵抗する精神とはなにか

動の舞台となったのが「自由思想講演会」の定期的開催であった。それまでも既に『東洋経済新報』は、産業の発展に応じて情報、政策、世論にまたがる広範な経済誌として需要は伸び、声価も高めつつあったが、以後湛山は政治論の分野においても、その急進的な特徴を発揮するようになった。

吾輩は我が国民で議会開設以来、既に三七年にもなるのに、今尚お超然制当時の内閣更迭心理を其儘に露出し、非立憲的な流説を其儘に承認して雷同するを見、邦人の政治知識の斯くの如く幼稚にして同時に又、其の政治的要求の極めて短小浅近なのを、如何にも残念至極に思う⁽²²⁾。

講演会に第一回から登場した田川は、「大隈伯と大養氏」と題するテーマで自説を展開、一方湛山は自身の立場を「所謂『新自由主義』、更に言い換えれば、個人主義と社会主義との結合は……人類の挙げた功績の中、最も偉大なるものであった⁽²³⁾」とし、すべからく「個人の自由なる活動を便宜にする為」に新自由主義を唱えた。そのライデカリストとしての特徴は政治的な意味だけでなく、道徳的な面にも及び、やがて独自の政治哲学を語るようになる。そこにはホブハウスから学んだ思想が大きく影響している⁽²⁴⁾。家永三郎は『太平洋戦争』（岩波書店）のなかで、一九三二（昭和七）年五月二一日の『東洋経済新報』社説をとりあげて、次第に右傾化していくジャーナリズムの流れに抗しつつ、その「柔軟な対外政策と言論の自由を守るための基本的姿勢はほとんどくずさなかった⁽²⁵⁾」事実を評価したが、湛山を中心とするこのグループについて、松尾はいずれも「社会主義者と提携した急進的自由主義者⁽²⁶⁾」であるとし、彼等は「内においては普通選挙、外においては小日本主義という、当時の自由主義

の潮流の最尖端を切る主張を旗印にかかげていた」ことに言及したが、そうした流れのなかに田川もいた。⁽²⁷⁾ 彼らの議論は「どうしたら日本を軍閥官僚の専権から救い、民主化しうるかということ」⁽²⁸⁾に集中し、例えば一九一四年五月一七日の講演会でも繰り返しその主張を熱弁した。

田中王堂、田川大吉郎らを含めた新報周辺のイギリス、アメリカ流の思想家、政治家たちの政治思想は、大正デモクラシーの本流と目されるドイツ系の吉野の民本主義や美濃部の国家法人説とちがう、独自の価値をもつものとして、われわれの再検討を待ち受けている。⁽²⁹⁾

ドイツ国家学や憲法論を背景とした官学的自由主義とは別に、早稲田出身者を中心としたグループ、自由主義を経済から政治、教育、文化一般へと押し広げようとした彼らは、時局論に棹さず冒険を恐れない人びとでもあった。前述の如く、田川のように下獄の憂き目を見ることがあった後も、講演会は懇談会と名を変えて一九二三年まで継続、吉野たちに比べて理論的な精緻さにおいて遅れた点があったにしろ、政治史上「直ちに人間として、他のいかなる人間に対しても政治上同権である」⁽³¹⁾ことを説いてやまなかった。国家主義に対しては個人主義を、様々な統制、管理志向に対しては、なによりも自由の確保を主張した。

個人主義は自由主義に通ずる、個人の存在を確実に認めれば、自由を認めざるを得ない。自由の存立を確実に認めれば、個人を認めざるを得ない。今日、其の個人主義、自由主義が蛇蝎の如く忌まれ、屏息して声

抵抗する精神とはなにか

抵抗する精神とはなにか

なき時代であると称せられる。⁽³²⁾

すなわち「個人の存在を認めてその福祉を図る限り、その自由を認めざるを得ない」のであるなら、要は決断するの否か、「運命は諸子自ら開拓せねばならぬ。そこに個人主義があり、自由主義がありはしないか」⁽³³⁾。このような考えに立つて「自分の欲する所を、自然に依り、清新なる国論を喚起し……同志、田川大吉郎氏は本誌の経営、編纂に参与」⁽³⁴⁾しつつある。あくまでも、その個人主義、自由主義の主張は大胆、かつ寛容であることを特徴とし、政治的实践に応用されるべきであった。例えば、厳密な政治綱領のもとに結集する政党本位よりも、異なる政治的立場を横断的に繋ぎ、相互の共通理解と協働の輪を拡げることには力を注いだ。政治家として田川が倶楽部、会派を度たび起こしては、そのリーダー的役割を演じた所以である。

僕は倶楽部が足りない、殊に政治的倶楽部が足りないと思ふ。今日、我国の政党で、倶楽部を有して居るのは中正会（中正会は政党で無いけれど）の中正倶楽部であらう。僕は此種の倶楽部の勃興を全国に促した⁽³⁵⁾。

三 普選運動と政党政治

一九〇二（明治三五）年一月、田川は普通選挙期成同盟会に参加しているが、これはわが国における最も早

い時期の普選運動であった。「この運動は、きわめて少数の民主主義者によって行なわれた」⁽³⁶⁾ため、世間に知られることはほとんどなかった。しかし、「選挙権を大衆に与えることは、権利を与えると同時に、彼らを政治的に教育し、訓練する手段」⁽³⁷⁾として、是非とも必要不可欠な運動であった。こうした動きに対し、政府、治安当局は厳しい態度で臨んだ。一九〇八（明治四二）年三月六日、田川らが届け出た普選国民大会の開催許可願いに対して、即刻禁止命令をもって応えたが、それでも大会を翌七日、日比谷公会堂で行い、多数の警官に囲まれるなかで実施された。東洋経済新報社もこの頃から積極的に普選問題を取り上げ、なかでも「植松考昭は、本誌上で普選を主張したばかりでなく（明治四三年）二月には普通選挙同盟会に加わり、木下謙次郎、田川等代議士とともに法案の議会提出推進や普選運動の拡大など、実際活動にも積極的に参加した」⁽³⁸⁾が、その背景として、世論の盛り上がりも無視することはできない。

日露戦後、藩閥勢力の推進する軍国主義、軍備拡張路線、言論の自由抑圧に対して、普選を柱とする政治改革によって政治経済路線の転換を図ることが急務であるという判断がとくに強まってきたことを反映している。⁽³⁹⁾

『東洋経済新報』が他のジャーナリズムと比較して先鋭的であったことは、一九一三（大正二）年三月五日の社説「犬養、尾崎両氏に与ふ」ひとつをとってみても明らかで、後に「憲政の神様」と称された尾崎に対してすら、「思うに尾崎氏は永年の間、普通選挙に反対し来りし人なれば、憲政擁護、閥族打破を真向うに振り翳し、ためにそ

抵抗する精神とはなにか

の政友の多数と袂を分つまでに至りたる今日も、なお普通選挙の根本問題においてその意見を改むるを得ざるか」と批判した。ようやく衆議院を通過した普選法案が貴族院で否決された、そのしばらく後のことである。この頃田川は、盟友尾崎とは立場を異にし、どちらかといえば湛山の主張に共鳴している。「民主主義、平和主義の立場は、わが社の理念と一致し、普選運動や太平洋問題研究会などの活動でも、三浦や石橋の僚友的存在⁽⁴⁾」だったのが田川である。しかし、細かくたどると田川と湛山の間には主張の強調において、異なる点やズレがなかったわけではない。湛山にとっては、民衆の政治教育を通じて政治的「道理と秩序」を確立することが第一の目的であり、普選はそこにつながってこそ意味がある。民衆教育の必要性を高唱したわけである。つまり、普選はそのための具体的な実践課題と考えた。一方、田川は藩閥政治にみられる専制を打破することが第一の目的である。湛山は普選をもって「動搖、内乱、革命を絶対に防止する」ための政治的表現とみたのに対し、田川は「議会の現状、若くは我国の立憲政治の現状が、選挙権の拡張、其事に由つてのみ、救はるると思ひ得ない⁽⁴⁾」として、必ずしもここに積極的な同意を与えなかった。その限りにおいて、「選挙民の未だ良からざる原因ある」ことに触れて、大衆的な拡がりという、いわば量の拡大に向かうよりも、選挙民の政治的資質を高めることを先行すべきであるとみた湛山の見解を良しとしたのである。

量を増すことに由つて、若くは減ずることに由つて、救はるる問題で無くして、どうしても質の問題であらう。量の関係以上、質の改善、進歩、発達に由つて、始めて匡救さるべき問題かと思ふ……僕はその対論、合議の有様が、如何にも乱暴、無責任、不秩序のやうに感じ、慨⁽⁴⁾く。

一九二一（大正一〇）年二月、普通選挙法案の扱いをめぐるひとつの事件が起きた。それは議案として上程された憲政会案を指して、憲法第三九条にいう一事不再議の原則に反するものであるとして、田川は所属する憲政会案に反対票を投じた。この時尾崎も同一行動をとったため、両者は党議にかけられ、田川は除名、尾崎は離党勧告の処分を受けた。これが全ての理由ではないが、以後田川は周囲の普選論者との間に、軋轢を生じるようになっていく。それは田川が湛山の主張と軌を一にする態度をとったことに関連している。つまり、これ以後はつきりと「量」の問題よりも「質」の問題を重視するようになったのである。

私は普通選挙さへ実施すれば、政界の情弊は皆除かれ、日本は忽ち活き返った。新しい国と為ると申すのではない。私は普選の直接の結果に此の如き多大の望みを置いて居る者では無い。普選も大切であるが、政治に関係する者の心がけを一洗することは更に大切である。⁽⁴⁾

憲政会を出て無所属となった田川は、単独で衆議院議員法調査会設置建議案を提出したが、政党の支持はどこからも得られなかった。その具体的内容は「普選調査会を設けよ」（『太陽』、大正一一年五月）に発表、趣旨としては、野党の普選案ではいまだ不十分な問題、即ち年齢制限の緩和、婦人参政権をどうするか、比例代表制を調査、検討すべきであるという。ちなみにこれらは、いずれも第二次大戦後の選挙改革によって実現を見たものばかりである。さて、頃日政界再編の動きを受けて、立憲国民党が中心になって新党樹立の動きが起こると、それまでは見られなかったデモクラティックな流れが一举に加わって、議会内左派による大同団結が実現した。これがやが

抵抗する精神とはなにか

て革新倶楽部となるわけで、この「革新倶楽部の一番の源は私共三人です⁽⁶⁾」と後に回想したように、無所属の尾崎、島田三郎、田川が中心的役割を担った⁽⁴⁶⁾。それは一九二二（大正一一）年一月八日に設立、会派としての雰囲気を紹介すれば、尾崎は自由組合論を唱え、犬養は本格的政党論に固執するといった具合に、ゆるやかな結束を是とした。当時、中国国内では反帝国主義運動が拡大、欧米ではベルサイユ、ワシントン条約体制によりやく動揺が生じ、課題は内政、外交とも山積していた。こうしたなかで革新倶楽部は自由主義の旗印を掲げ、それまでには見られなかった政党活動を展開する。ブルジョワ・デモクラットを名乗る尾崎、田川はここを活躍の場とし、憲政の確立と政治の民衆化を目指したのである。政策綱領は田川を含む作成委員会あたり、議場における論戦も、田川はこの時、都合七回演壇に立っている。院外の動きについて、僚友湛山を中心に眺めてみよう。一党独裁的手法を踏襲する民政党、政友会を相手に奮闘する同倶楽部を積極的に支持し、田川との連携も緊密であったから田川の選挙応援演説には一役買っている⁽⁴⁷⁾。湛山の願いとして「国民党は愈々解党した。名実ともに革新倶楽部に合体し、以て、政界刷新の枢軸たる政党改造の大業に従事せん為と云う。吾輩は其決心を壮とし、切に其目的の成就を祈る⁽⁴⁸⁾」や、重なるものがあつた。同会派は既成政党化することなく、どこまでも「自由の意見交換所、新気運の醸成所たるに止まらせない⁽⁴⁹⁾」希望に加えて、普選法の成立を何よりも優先すべきであると主張した。議会運営の在り方に触れ、これについては田川が「議会の雑興（三二）⁽⁵⁰⁾」で述べた内容を紹介しながら、次の様に言う。

田川大吉郎氏が本誌に於て主張せる如く、質問には議論を挿まぬ制限、又は習慣を設くること。及質問をもっと手軽なものとし、一個の質問に三〇人以上の賛成者の署名を要するなど云う規定も撤廃することを、

必要と思ふ。⁽⁵¹⁾

頃日、政権交代の賭け引きをめぐつて、巷間、憲政常道論と呼ばれる議論が広く行なわれた。湛山によれば、「憲政常道論、即ち第一党たる政友会内閣が倒れた上は、第二党たる憲政会に政権の移ることが憲政至当の道である⁽⁵²⁾」という主張で、これは民意に添うものであると評価した。つまり、湛山は常道論に賛成であった。

自分等の代表機関たる、若くは代表機関たらしむる可能性ある衆議院に基礎を置く者の間に政権を授受せしめたい。之が彼等の切なる希望となつてきた。而して此希望は、恐らく何人が見ても当然すぎる程当然の希望である。所謂憲政常道論とは、此希望に外ならない。⁽⁵³⁾

この主張に対して正面から反論したのが田川である。では、田川の考える憲政本来の姿とは何か。

私は憲政の常道としては、内閣は左の二つの場合に更迭すべきものと思つてゐる。甲、政府が重要法案で反対党に破られた場合、即ち議會開會中、其の討論に敗れた場合、乙、総選挙の結果、政府党の敗は、反対党の勝ちが極めて明白になつた場合、即ち議會の閉會中の場合。……英国の反対党はいつでも総選挙を迫つてゐる、これが常道ではないか。……私は憲政会の諸氏は、憲政の常道を解してゐらるるやを疑ふ。⁽⁵⁴⁾

抵抗する精神とはなにか

抵抗する精神とはなにか

田川によれば、政権の交代は重要法案の採択に失敗した場合、あるいは否決された場合、もしくは総選挙に敗北した場合に限るべきで、与党が過半数を占めていれば法案の採決に支障は生じない筈である。従って、与野党はともに日頃議会内で多数派工作をするのであり、選挙は同様に多数議員を当選させることにより、政権は維持もされるし、交代もある。田川からみればこうした手続きを踏まない政権交代は認めることができない、つまり当時はやった「禅譲」という考えはこれを否定した。対する湛山の反論はこうである。議会政治をより、民主的にするためには、この際「内閣は憲政会に依って組織せらるべきである」こと、もはや理屈ではない。理由は問われるなら、これは「理論として考え出されたことではなく」、むしろ「情操として感ぜられた」事柄である。

内閣の更迭が常に総選挙に現れた民意に依って行はるるやうになることは、最も望ましいことであるが、併しそれは総ての側面から日本の政治状態がもつと改善せられた後の事である。⁵⁶

今日の政治情勢を眺めると、選挙による政権交代は理想論であつて、したくともできない。そこで次善の策として禅譲論またやむを得ない。政権勢力による露骨な干渉など、選挙の公正性が確保されない以上、現状における田川の主張は現実的でない。湛山にはもうひとつ、不安な材料があつた。「自分等の代表機関」である政党が政権を担うことは絶対必要条件である。ところが倒壊した政友会に代わる政権を仮に第二党が担わないとすれば、元老政治の復活、ないし議会の意向を無視した超然内閣が出現する恐れが多分にある。となれば、問題は超然内閣か、政党内閣かという二者択一に行き着く。従つて、ここは第二党たる憲政会が組閣することが望ましいとい

う政治判断に立っている。つまり田川のいう総選挙による政権交代はいまだ時期尚早と見たのである。このように両者の間には、政治的見解の異なることも、時にはあった。⁽³⁶⁾さて、舞台を昭和初期の議会に移してみよう。これまで見たように、立憲政治の原則順守という視点に、田川の曖昧さは無かった。斎藤実内閣が選挙法改正を行なった後になると、選挙運動に統制、規制が厳しく行なわれるようになった。頃日、帝人事件（帝国人絹の汚職問題）が政界に波及、ために内閣は総辞職となった。この時の議会対応に疑問を感じた田川は、「議会政治に関する議論は繰り返えされたけれど、政党改善に関する努力結果の実は何も企てられなかった」⁽³⁷⁾有様をみて、「政党内閣は制度として未だ確立した制度でない」⁽³⁸⁾実態への憂いを隠さない。岡田啓介内閣に代わってもその事態に変化のきざしは見られないどころか、かえって粛正選挙の実施は自由で活発な議論を封じる有様。それはやがて翼賛政治を呼び込む動きとなり、軍部や議会の右翼勢力ばかりでなく、世間では立憲議会主義にあき足りない風潮が広がった。ここに至って危機を感じた田川は言う。

今日の政党には、私どもも非認したく思ふて居る幾多の欠陥がある。しかしながら、それと憲法政治、議会政治の非認とは別物である。その間には多大の距離がある筈。政党は非認しても、議会を否認し、憲法を否認しては決してならない。⁽³⁹⁾

田川をして不安を駆り立てる状況は様ざまに見られるようになり、「日本の政党内閣は大概出来損ひの政党内閣であった。これといふ整然たる政党内閣はなかった。独り岡田内閣のみを、その出来損ひの故を以て、挙国一

抵抗する精神とはなにか

致内閣にならずと言ふことはできない⁽⁶⁰⁾」、こうした事態の解消こそが、目下最大の急務と考えるようになった。

四 税制改革としての地租委譲

一九二三（大正二二）年二月二六日に衆議院を可決通過した地租委譲建議案は、その後の政治情勢が変化したため、成立する迄には至らなかつた。時代は動いて四年後の一九二七（昭和二年八月一日、田中義一首相はいよいよ地租の市町村委譲を実施すると政府見解を発表した。しかし、ここでも抵抗が強く、再び実施を三年後に延期する修正発表を行ない、ために与党政友会の幹部は責任をとって辞任する一幕があつた。このように、しばしば政治問題となつて、議会に現われては消えていく地租委譲問題について、⁽⁶¹⁾実はその実現を最初に問題提起し、率先して議論をリードしたのが、他ならぬ田川であるということは、今日ほとんど知られていない。

地租委譲問題は、營業税の委譲を含めて両税委譲問題ともいわれ、大正末期から昭和初期にかけてのわが国における地方を通ずる財政、税制の改革問題であり、地方財政ひいて地方自治の問題であつたが、またそれ故に当時の政友・憲政二大政党によつてはげしく争われた大きな政治問題であつた。⁽⁶²⁾

このように政治問題化するよりかなり以前、すなわち一九一四（大正三）年、田川は渡欧経験で学んだことをまとめて『欧米一巡の後』（東京市役所、大正三年二月）を著したが、そのなかで地租委譲問題を詳しく解説し、

検討すべき問題を明らかにしている。ただし、地方自治を活発化するにあたり、財政面から支える制度として、無くてはならぬ租税制度であると考えた。それは、「余は大胆の嫌ひを冒し、敢て政府に向ひ、国税市街宅地租の全部を、国税中より除き去り、而して其の全部を市の手に移し、市をして自由に課せしむる主義を採用せられんことを要請せん⁽⁶³⁾」と言うように、欧米で広く実施されている税制を日本でも導入することを求めた。しかし、こうした田川の提案に、世間はほとんど関心を示さなかった。その後一〇年近く経ってからようやくのこと、議論する空気が生まれはしたものの、当初は委譲に対する反対、ないし消極論が圧倒的に多かった。例えば、阪谷芳郎によると一八七三年の地租改正以来、そもそも「地租の問題は単なる租税」の問題として扱うわけにはいかない。わが国の歴史を遡れば分かるように、租税の基礎を構成するのは、いつの時代も田租（貢租）であった。これを安易に国税からはずし、地方税制に置き換えることは道理にかなわない。このような声に賛成する者は多かった。そうした世論を相手に、田川は委譲の必要に加えて、なるべく早期に実現することをあわせて主張した。

地租を委譲することの可否は、最早論ずるの余地なく、直ちに決行すべきであると信ずる。余の所見は頗る単純で、(一)、地租は（営業税も）其性質上地方に委譲すべきもの。(二)、政府には之を地方に移譲しても、不足を感じられないだけの歳計上の余力があると信ずる。

田川ほど早期実施を求めたわけではないが、湛山も地租については、「今日の形の府県は廢す（恰も郡を廢した如く）、而して地方の自治は一切を市町村（及、仕事に依って単独の市町村だけで行い難いものは）其連合自

抵抗する精神とはなにか

治体に托す。これが私の宿論だ」と述べ、理由として、わが国の地方自治制度は、その名にある「自治」とは全くかけ離れたものであり、いわば「名のみにて、真実は殆ど之を与えておらぬ」。こうした主張は単なる税制改革の範囲にとどまるものでない。⁽⁶⁶⁾ 年来の主張である立憲政治の確立、それを国民生活の実態に浸透、定着していくためにも、なくてはならぬものである。とりわけ都市部から農村へ、つまり農民層にとって地方自治参加を保障できることを意図したものの。さらに都市下層を含む、重税に苦しむ庶民層の税負担軽減を可能とすることにもなる。田川は言う。「地租より取引税までの六種が、即ち国税である。これに対して市は皆制限一杯を取り立てつつ、地租と所得税とには、制限以上を取り立てて居る」⁽⁶⁷⁾ 実態があり、地方自治の狭隘さは、地方住民の生活における貧しさをより、一層深刻化しつつある。

従来の中央政府の、地方自治体に対する仕方は、殆ど此干渉ばかりである。其結果は何うかと言えば、教育、道路、上水、下水、警察、殆ど一切の地方の事業に、中央政府の息の掛らぬものなく、従って補助金、助成金の与えられぬものはない。⁽⁶⁸⁾

納税者の立場から、中央政府中心の行財政構造を衝いたのである。これまでの中央政府に依存した地方政治が生んだ弊害として、「地方民は、中央政府の此仕方からして、自ら治むることに努力せず、何でも彼でも中央政府に依頼するの弊を養われた」⁽⁶⁹⁾ 事実を指摘する。市町村レベルにおける自治の実態化はどうしても必要であり、湛山の見るところ、「地方自治体にとって肝要な点は、其一体を成す地域の比較的小なるにある。地域小にして、

住民が其政治の善悪に利害を感ずること緊密に、従て又其処に住っている者ならば、誰でも直ちに其政治の可否を判断することが出来、同時に之に関与し得る機会が多いから、地方自治体の政治は、真に住民自身が、自身の為、自身で行う政治たるを得る⁽⁷⁾。このように、田川、湛山の地租委譲論はその主張を同じくするものであったが、湛山のそれは大旨一九二七（昭和二年）の春頃までに議論の展開そのものが終了する。ところが、ちょうどその頃から田川の議論は以前にも増して活発化する。何故か。昭和初期から打ち続く冷害、凶作、そして世界経済恐慌のあたりを受けた産業不況、会社倒産、すなわち大量の失業者が発生する不況期にはいると、もはや「委譲」では手ぬるいと考えるようになった。むしろ「廃止」へもっていくべきではないか、それをまとめたものが『田租廃止論 農村地租を全廃せよ』（現実処、昭和九年一〇月）である。田川がこれを強調したのは、不況がらみで突如として頭にひらめいたことではなく、「私としては、永い間の持論である。それ故、(一)、近年の農村の疲弊に、(二)、別けて今年の旱害、冷害、水害、風水害等の異変に、些しも影響を受けない。純理論上の意見と謂って宜しい⁽⁷⁾」弁明に理由が含まれている。すなわち、田川の都市政策論の骨格は地方分権を促進することによって、中央政府、ならびに政党政治の歪みを矯そうとしてるのであり、地租委譲、更には地租軽減（廃止）はその為の手段、方法としての位置づけにある。その結果として田川の政策的焦点は地方農村に向けられた。

名実ともに、地租としての農民の負担を全廃し、農村の涸渇しきつた経済現状に、必ず若干の余裕を得しめ、農民の生活を、幾分なりとも安楽にしたいたとの趣旨である⁽⁷⁾。

抵抗する精神とはなにか

五 軍縮問題と向き合つて

手元にある歴史年表を開くと、一九一四（大正三年）二月二五日の項に「衆議院、軍艦建造費を可決、二個師団増設費は否決」とある。この年四月に第二次大隈内閣が発足、国民党、中正会、同志会の三派が連合して山本内閣を打倒、政権をとつた。与党となつた中正会は尾崎を司法相に送り出すなどして政権の一角を占めたが、この内閣は陸軍二個師団の増設、並びに海軍建艦費の増額を議会に提案した。当然軍縮を掲げる中正会としてはこの法案を認めるわけにはいかない。ために派内は紛糾し、田川も渦中にあつて様ざまに動いた。結局陸軍二個師団の増設は見送り、海軍の建艦費増額のみを可とした。野党はこの矛盾を衝き、年来軍縮を唱えた田川が軍拡に賛成するのは変節もはなはだしいと非難した。湛山もこの時は批判する側に回つて田川を糾す。

氏の傾向は確かに平和主義である。然るに此の人にして尚お、我が軍備の拡張に対しては前記の如き（政府案のこと、引用者）意見を抱くとせば、他は推して知るべし。吾輩の平常の主張たる軍備の縮小は、遂に我が国論に容れらるる時無きか。⁽⁷³⁾

果して田川は変節漢であつたのか。これをさぐるため、時代を少し遡つてみたい。一九二二（大正一一）年一〇月、田川は『東洋時論』に「日本の軍備論」を書いてゐる。そこでは陸軍の軍備増強を求める世論を名指して、対中国政策に現われた不安定な状況を除去するための増強だというなら、「支那分割」や「満州併合」を問題にしな

いほうがおかしい。そして、ここにこそ「ただ憐むべきに事態がある」と指摘する。わが国が中国に対華二一カ条を突きつけたことから判断すれば、「二個師団拡張は、遂に成る」こと必至である。このような世論の動きを前にしてこう言う。陸軍増設を国防の範囲にとどめておく限り、つまり海外派兵を目的としない限り、こちらを認めるにはやぶさかではない。中正会を代表して、田川はこの論理を展開した。

二個師団増設ノ計画ニ対シテハ、私ハ第一ニ之ヲ国際ノ間ニ於ケル帝国ノ位置ニ鑑ミ、第二ニハ之ヲ財政上ニ於ケル近年ノ趨勢ニ鑑ミ、第三ニ之ヲ国际上ニ於ケル帝国多年ノ方針ニ鑑ミ、今日ノ計画ヲ以テ必要止ムベカラザル所ノ計画ナリ。⁽⁷⁶⁾

この頃の湛山は、生涯における軍拡反対論の流れからいって、まさにピークを迎えようとしていた、その矢先のこと。盟友の田川といえど遠慮はしなかった。「吾輩が(田川)氏を尊敬せるは、氏が我が政治家中殆ど類例なき徹底さを似て、民衆の福利と言うことを考えておる人であるから」としながら、自身⁽⁷⁶⁾の持論に反して軍拡を説くことは許せない。この前年、湛山は「軍備拡張乎、満州放棄乎」、「大日本主義乎、小日本主義乎」といった論説を発表、これらは「近代日本の民主主義、平和主義の歴史の上に独自の位置を占める」ものであると、後世評価されており、政策理念の徹底化に重きを置いた、その主張からいえば、田川のような戦術的軍拡論はとうてい認め難かった。湛山に対するその後の評価は次の様なものである。

抵抗する精神とはなにか

第一次大戦の勃発にあたっては、その参戦にきわめて消極的であり、対華二十一カ条にあたっては徹底的にこれに反対し、第一次大戦後、いちはやく被圧民族の独立が世界の大勢となることを認識して、一切の植民地、勢力範囲の放棄と、軍備の完全撤廃を提唱するにいたる。⁽⁷⁸⁾

視野を国際連盟の設立前後に移してみると田川同様、湛山もここには多くの発言を残している。まずもって「一切の国際紛議を武力に依て解決する前、先ず之を国際裁判所、又は国際会議に対するの義務を各国に課するだけでも、国際連盟組織の意義は充分にある」とはいえ、実は成立の精神を学ぶことにおいて、日本国民はほとんど政治的な訓練を受けていない。従って自分も「此の際改めて其の要領を一言、国民の覚悟を促し置くも、必ずしも無益の業ではあるまい」と思う。⁽⁸⁰⁾ この点は田川も同じく期待と不安を抱いた一人であるが、その関わり方は湛山より具体的、実践的であった。民間団体としての国際連盟協会ができると理事の一人として連盟の社会的認知、国際政治における連盟の役割や機能を人びとに伝えようとした。⁽⁸¹⁾ 元もとわが国は、国際的視野に立って平和を考えた⁽⁸²⁾り、論ずる機会が乏しく、またその伝統もほとんど無きに等しい。従って、どうしても政府の対連盟姿勢には不満を抱き、「日本の政府及び国民は果たして国際連盟に忠実で、その主義勢力の発達を衷心より希求し、熟望している国民、政府でありませうか、私はそれを信じ兼ねている」と述べている。⁽⁸²⁾ では、「国際連盟を我が国民が理解しない、又同情を表し得ない原因は何処に在らうか」。欧米では当然なこととして周知されている平和の希求が、わが国では朝野を挙げて「未だ感受し得ない」⁽⁸³⁾風潮、平和問題を「外に超然としている」世相に、むしろ失望に近い思いを抱いた。

日本は既に国際連盟に加入して、その一方の旗頭、花形役者であるが、然しながら我が国民は果して国際連盟に加入してゐるのか：或いは国際連盟に反対してゐるのでは無いかと疑はるる筋もある。国際連盟に加入するには国際連盟の趣旨を理解してゐなければならぬ。⁽⁸⁴⁾

端的に言うなら、「依然として豪族政治、少数政治の国である」。にもかかわらず、ここに加盟し、責任の一端を果たさなければならぬ立場にある日本は「欲すると、欲せざるとに拘らず、兎に角、その成り行きに注目せねばならぬ」⁽⁸⁵⁾のは自明のこと。そこで田川は、政府の対連盟対策に関わるよりも、むしろ国民に呼びかけて平和を希求する声を広く盛り上げ、それを政府の外交政策、なканずく連盟対応に反映せしめたいと考えた。「国際連盟の真正の目的は国民に在る。国民対国民の關係に在る。国民がその目的の中核である。国民をしてその代表者を得せしめねばならぬ」という使命感を持って、民間団体としての国際連盟協会に関わり、政府代表ばかりでなく、民間からも代表を連盟機関に送り出すことを提案した。これには湛山も全面的に賛成し、軍縮、民族差別の撤廃、国際財政會議の設立を掲げる田川の主張にエールを送った。

之れ日本が世界の舞台に立つて主張するものとして、何たる好い題目だろう。：此際大に従来の態度を改め、進んで世界の平和を促進する上記の諸項を主張することは、真に国威を發揚する所以である。⁽⁸⁷⁾

このような行動をとる田川、そしてそれを支援する湛山にとって、何よりも懸念されたのは、政府、議会がと

り続ける消極的な外交姿勢であり、年々それが顕著となっていく政局動向に対してである。加藤高明は「国際連盟を以てどうしても、實際家の考えに上り相にも無い事である、夢である」というような発言を度々行ない、原敬も「今日の太平洋会議、軍備制限を以て、實際家の考へ上り相にも無い」と述べていることに、落胆の思いを隠さない。一九二二（大正一一）年一〇月、田川は『国際論も人情から』（国際連盟協会）を著し、平易な啓蒙的文章をもって連盟の存在意義とそれが国民生活にどう関わるか、それらを広く説いてやまなかった。

六 軍縮問題とその取り組み

軍縮の必要は当事国がそれぞれ政府決定に持ち込み、しかる後、国際間で協議して妥結したため、ここにワシントン体制が成立、日本もそこに参加した。ロンドン軍縮会議では、金融、財政を含む各国の多面的利害関係を調整し、ために国際情勢はより複雑になった。こうしたなか、岡田内閣はやがてワシントン条約から離脱し、軍備の自主決定を主張して、それまでの協調外交から強硬外交に一転する途を選んだ。かくしてワシントン条約、ロンドン条約の失効後、世界は再び軍拡競争の時代に突き進んだのである。軍縮の方法を考えずに、ただ「軍備縮小が望ましいと、海軍の軍事専門家が意見述べてみたところで、別に特別の価値をもつわけではない」と慨嘆したのは日・ラスキである、が、湛山や田川はそれでも軍縮、協調、平和を説いてやまなかった。しかし、「国際連盟そのものが平和維持機構として十分な形をととのえておらず、また日本側に積極的に協力するような実力も姿勢もなかった」⁽⁹⁰⁾状況下において、こうした批判や抵抗的役割意識を持ち続けることは、その実施方法を踏ま

えるなら困難の多いことであった。田川は一九二九（昭和四）年八月、「不戦条約におくれた。何という見苦しい、へまなまごつきかたであつたらう。世界はますます日本を軽んじたに相違ない。次に今回の海軍縮小会議である。どうぞ後れのない様にと願⁽⁹¹⁾いながら、外交方針の立て直しを求め、翌三〇年一月には、「帝国の全権が、縮小にならないからとて短気を起さず、協調して、円く纏りをつけて会議をとも角成就せしむることに、誤つても決裂せしめないことに、吸々盡力せられんことを切望⁽⁹²⁾」し、会議の行方に目を光らせた。やがて、ドイツの動向がこの問題との関わりで田川の関心と呼ぶようになる。ベルサイユ体制のもと、莫大な賠償金に苦しみつつ経済を立て直しを図るこの国が、同時に「世界の不景氣の原因⁽⁹³⁾」になっている事実注目し、軍縮から軍拡に方向が転じるなか、再びドイツの軍拡をもって、経済的苦境を乗り切ろうとする環境が徐々に進んでいく動きへの関心を高めた。田川のみたところ、もともとドイツにとって「縮小の方は付けたりであらう。制限の方が本意⁽⁹⁴⁾」であつたらうから、軍拡の可能性は多分にあつた。満州事変を経験しつつあるわが国にとって、この方向転換は対中国政策に反映し、その強硬外交によって「中華民國は國際連盟へ近より、世界も亦、中華民國へ近よる⁽⁹⁵⁾」傾向を強めた。ヨーロッパは既に「國際協調の思想と、一方に於て各国の國民的自尊主義との、相對立し、相克している時代⁽⁹⁶⁾」となつており、軍縮、協調、平和を実現するための環境や条件は、ほとんど崩壞の危機に瀕しているとみた。

軍備縮小が後廻しになるのは致し方がない。軍備はその性質が国家的であり、國民的である。経済や文化の協調が出来た上なら、軍縮に関する協調も出来ようけれども、それに疑問がある今日では、軍備の相談は先づ明日のものと思ふの外あるまい⁽⁹⁷⁾。

抵抗する精神とはなにか

軍縮、平和と経済が切り離せない関係にあることを知る者なら誰でも「無条件になっても建艦の競争は決して起らない。随って財政上大なる負担を加へることはない」だろうという。この安易な見通しに対して、田川は「明らかに矛盾して居る」理窟(88)だとして注意を促す。同じことはE・H・カーも国際連盟総会に関する論評のなかで指摘しており、これらを並べるなら、いずれも軍縮問題に対する人びとの安易な期待とその陥穽を言い当てた発言として、今日では興味深いものがある。

自国に不可欠な軍備は防禦のため、福祉のためとし、他国のそれは改革のためであり、邪悪なものとするその着想は特に効果的であつた。ちょうど十年の後に、軍縮会議の三つの委員会が、軍備を「攻撃的」と「防禦的」とに分類しようという無駄な努力に数週間を費したものであつた。(89)

一九二二（大正一〇）年七月、アメリカ合衆国政府は日本に対して非公式な形で軍縮会議の開催を打診してきつた。湛山はこの報に接するや、ただちにわが国も軍縮策を検討すべきであること、会議には積極的に参加すべきであることを主張した。と同時に考えを同じくする同志を募り、太平洋問題研究会を組織、軍縮、平和に関する公開討論の場を設けた。座長には政友会の鈴木梅四郎を措え、三浦、植原悦二郎とともに田川に参加を呼びかけた。勿論、田川は積極的に応じた。何といつても「お互いに太平洋を取り囲んでいる国々でそれを為し得ず、此の次の大戦争を、或は此の方面から惹き起こすようなことがあつては、此の地方のためにも、世界一般のためにも実に相済まない」次第であると述べる。このように、田川の軍縮論は、哲学や思想を媒介とした演繹的発想に

立ったものでなく、どこまでも实际的であり、問題対策的な発想に立っている。従つて、当面必要なことは中国政策を転換することであり、「私は敢て断言して置きます。日本は支那から嫌がられ、英米から疑はるるやうでは、到底東洋の強国として益々発展し、雄飛することはできない」^(四)。田川の軍縮論は大きく二つの特徴を持っている。ひとつは軍縮に関する情報伝達や時局関連がらみのコメントを通じて世論に訴える、啓蒙活動家のそれであり、もうひとつは議会にあつて軍縮を政策化することである。前者は主に大正期、後者は主に昭和期に入つてから力を入れるようになった。そこで後者の動きを眺めてみたい。政党の枠を越えて議員が集まり、その三月頃からは、全国を遊説して世論の振起に努めた。そして「同志漸く多く、世論またそれに応ずるに及び、その九月二三日に軍備縮小同志会と結成した」^(五)。その後、関東大震災によつて世論が再び動き始めるまでの約二年間というもの、彼等は活発な活動を展開し、一九二三年八月には同志会事務所を丸ノ内から幹事役の田川宅に移した。しかし、「縮小」でこそ見解は一致はしたものの、内容に一歩立ち入ると、そこには各人各様、異なる見解が存在した。例えば、湛山のそれは全廢論であるが、田川のそれは制限論であり、平和の捉え方にしても恒久的平和論から、戦争を回避するための状況的平和論まで様ざまにあつた。そうしたなかで最も徹底した意見を持つていたのは湛山である。つまり「軍備はこれを制限することは技術的にも困難であつて、全廢を目標とするのでなければ、結局軍縮は失敗に終る」と考えた。田川はそれを基本的に正しいと認めながらも、当面する国家財政の運営から軍事費をどう削減するか、あるいは国民の負担をどう軽くするかという課題を先行させるべきだとした。

私共が此の軍事費を削減しなければならぬと主張した所の論拠は、此の財政の不均衡、若くは負担の過剩

抵抗する精神とはなにか

を言ひ得る方面からのみやったのではなくして、軍事費の斯の如き多大の割合を投じなければならぬ行掛り、又その結果と我国の種々の方向、各方面の施設、就中教育上に於ける施設に非常に缺陷を来して居る。⁽¹⁰⁾

田川が軍事費の削減を求める背景には、「欧州大戦の教訓に於て学んだ所の力ある教訓⁽¹¹⁾」の存在があり、そこから学んだことは、何よりも戦争は起こさない、この一点に尽きる。つまり、「私共は軍備を以て平和を保護するのである。平和を得るには軍備を増さなければならぬといふ思想を破り、平和の為の運動を盛ん⁽¹²⁾」にすることである。従つて、「平和維持の為には、其の軍備を国の安全、及び国際義務を協同動作を以てする強制に支障なき最低限度まで縮小する⁽¹³⁾」ことになり、ちなみに盟友、尾崎行雄の考えもここに近かつた。そこで第四回衆議院議会において彼等は軍縮決議案を提出した。ここから先は前述の繰り返しになるが、田川と湛山の立場を比べながら、問題を考えてみよう。「軍備制限並に太平洋及極東問題に関する会議に就ての勧告」が湛山の主唱によつて発表された時、田川も共同提案者となつた。このことは湛山の考えの正しさを認めたことを意味する。『湛山回想』によると、この勧告ははじめ湛山が起草し、研究会の討議を経て成案とし、かつ和英両文のパンフレットにして国の内外に配つた。だがこの試みを当時の世論を背景にして眺めると、単に少数意見として顧みられることが少なかつたというだけでなく、国益を害する反国家的行為と見られたことを忘れてはならない。だから理解者、同情者を以て、自らを認めた尾崎行雄ですら、「満州も、今日放棄することときは、祖先に対して申し訳ない」と語つた。しばらく、この「全廢論」にこだわつてみたい。勧告の第六項には「吾人は、以上数項に述べたる方策の実現に係り、列国が進んで軍備撤廢の方針を取らんことを求む……戦争の起る源を絶たんか、最早軍備は制

限の要なく、唯だ撤廢あるのみ」と記されてあることに、田川は異議を唱えなかった。既にフォスデックの絶対平和、軍備全廢論にははつきりと異議を唱えた田川であるが、この時はそうはしなかった。状況は「國家の全局にかかわる事件」に翻弄されている今日だからこそ、勸告の持つ意味は小さくない。すなわち「制限」をどこまでもつていけるかという、政治的判断が求められる時、あるいは戦時体制が不可避な状態に立ち至った時、「全廢論」が示す、理念的、あるいは原則的方向性を指針としなければならぬ時は必ずくる、そう田川は考えたのではないか。元もと湛山の出発点も「制限」論にあり、それが「全廢」論に代るきつかけになったのは一九二二（大正一）年一月、『東洋經濟新報』で国民党や軍縮同志会の師団半減論を前にして、「半減」という主張は「余り急激の変化も面白くないからという便宜論以外にあるまい、目標は撤廢だ」と語った時のことである。やがて、その考えは一九三二（昭和七）年頃をピークにして湛山のラディカリズムとなって全廢論がはつきりとしてくる。一九三二（昭和七）年二月、『婦人之友』に「私は我が國の進むべき唯一の路は平和主義あるのみと確信する……我が國はわずかばかりの我軍備の維持に執着せず、進んで、世界より強國の軍備の全廢を求めようではないか」と呼びかけ、あるいは同年七月二日の『東洋經濟新報』で、「制限」論の如きでは、「問題は不徹底で……到底大なる成功は望み得ない」と喝破している。

完全な防禦はいつでも攻勢に移転し得るだけの力を有して、始めて可能なものだからだ。故に各國は、口先だけでは、自國の軍備は唯だ消極的國防に必要なだけを求むるに過ぎぬと言いながら、実は大いに積極的攻撃力を保つ事に腐心する。更に軍縮會議がいつも困難に陥る理由がある。^(四)

このように見ると、湛山にとつての軍縮は、帝国主義戦争そのものに対する反対という考えから出ていることが分かる。それは宗教的ヒューマニスト⇨湛山の思想的発露であるとともに、合理主義的エコノミスト⇨湛山の、経済分析を踏まえた平和産業の育成願望の現われでもあった。

七 軍部批判に向かう勇氣

田川は一九三三（昭和八）年末、座談会の席上五・一五事件をはじめとして軍部による政治介入、政策批判が益ます本格化していくことに触れ、とりわけ軍事優先の政治に対し、「軍人をして実際政治に嘴を容れさせないやうに注意をし、それを抑制することが、日本の国家国民の今日の大切な務であらうと思ひます」と述べた。同時に日本の将来予測について、近いうちに「議会政治を發展せしめるために、其の中途に、軍部との衝突が尙ほ有るかも知れない」と述べた。時代状況に棹さして、慎重に抵抗する姿勢を常に持ち続けたものの、満州事変の後になると、抵抗があらさまな「反抗」として周囲から見做される行動をとらざるを得なくなる。例えば「軍事的活動の現に行はれて居る今日、当然に陸海軍大臣等の注意し、守持すべき性質の要件」が明らかにになると、それが議会において「満州事件費」の支出承認問題として、軍部の強い要請下において行なわれる現実を前にするや、もはや「彼等の職分と平生の務持とに対して怪しまざるを得ない」ことを、世間に向かつて声を大にして発言せざるを得ない。

私は今日の軍部に国家社会主義が這入りつつあると謂はれることも、やや憂慮すべき一つの傾向であらうかと思ふてゐます。……軍人の政治運動を警戒しなければならぬ。……軍人をして實際政治に嘴を容れさせないやうに注意をし、それを抑制することが、日本の国家国民の今日の大切な務であらうと思ひます。⁽¹¹⁾

これまでの田川は、もっぱら「軍縮」問題を通して軍部と向かい合つてきたが、時代はもはやその先を行つてゐる。そこで次に問題としたのは「肅軍」問題である。つまり軍部の肅正を求めて、「経済問題、財政問題、社会問題等の研究論議は、一切これを軍人の本務以外に置かれんことを希望する」⁽¹²⁾。それは議會を軍人の手から政党内の手に取り戻すことを意図して、「寺内氏は、憲政常道、議會中心主義の言葉を捉へて、近年のそれに不満の意図を漏らし、それを排斥せねばならないとする意見を述べて居る。私はこれを読んだ時、ここである、ここに陸軍の要望がある。陸軍は目下、この点を争はんとして居る」⁽¹³⁾意図を察した。そして、軍部が議會権限の縮小をねらつてゐることに一層の警戒感を強めた。一方、湛山の動きはどうか。彼もやはり政党政治を批判する軍部の動きを牽制する。すなわち、「今まで政党は出来るだけ軍部の改革案に対しては、触れるを避けて来たやうであつた。記者（湛山、引用者）は有力なる批判の一つが政党から出たのを記憶しない」⁽¹⁴⁾と、軍部批判に加えて既成政党批判を行なつた。その場合、湛山の主張は田川とやや異なり、政党の弱腰をもっぱら問題にする。「政治干渉の事実が軍人にあるにしても、責めらるべきは、先ず政府であり、政治家でなければならぬ。若し政府にして有能であり、政治家にして識見高く、しつかり国政を遂行して、隙間を与えなければ、何うして軍人が政治に干与する余地があらう」⁽¹⁵⁾。湛山は軍部の干渉に対して議會が「沈黙の防塞にかくれ」てゐるなら、それはもはや

抵抗する精神とはなにか

「議会の否認」以外の何物でもないと迫る。政治状況はもはや「区々たる技術の問題」でなく、「思想そのものの全面的衝突である」と考えなければならぬ。このような姿勢をとる湛山が軍部、治安当局から言論取り締りの対象としてマークされるのは当然であった。或る時、陸軍少佐が『東洋経済新報』の座談会への出席要請を受け、石橋のような国賊と同席できるか」と面罵、叱責した。『湛山回想』を開くと、追いつめられた拳句、軍部に迎合するなら「自爆して滅びた方が、はるかに世のためにもなる」心境が綴られており、せめて議会内で軍奮闘する田川を側面から支える役割ぐらいは出来るだろうと、ここに手を指し伸べている。

戦時中は「東洋経済」で、うちのスタッフがいろいろ動揺して飛び出すというふうになったから頼んで顧問のような形で書いてもらった。毎週一回ずつ僕の部屋で、それらの連中が集まっている時局を論じた。そして分担して社説を書いてもらった。⁽¹⁶⁾

日華事変の長期化につれ、軍事政策や対中国政策について言及すること自体許されず、表現や論旨に曖昧さを見せるのはやむを得ないことで、さらに田川の場合、「上海などにおいて、日中両国間の和平に貢献しよう」と盡力し、時々帰ってくると市青年会有志の肝入りで同会館に十数名くらい集まり、田川の東亜各国情勢観測談⁽¹⁷⁾を聴く会合が開かれた場合でも、検閲のための警察官は常に同席した。湛山の書く記事もやがて「支那方面を観察して帰って来られた田川大吉郎氏の話に依ります」という伝聞を載せるだけになっていく。さて、ここで視点を中国に限って、田川の主張に眼を向けてみたい。満州建国前後からの主張を眺めると、ここに海洋国家論が登場する。

中国大陸に向けて国力を注ぐのではなく、太平洋を中心とした南方海洋に国力を注いだらどうかという。大陸政策を転じて行なうなら「南進政策には殊に賛成である」⁽¹⁸⁾ともいう。元もと日露戦後の大陸進出には懸念を抱いていた田川にとって、やがて「満州が独立の一帝国となり、日本が絶大の力を傾けてそれに関与」⁽¹⁹⁾する戦時体制下において採った、南方進出を可とする海洋国家論は、ひとつの戦略的外交方針と見ることができ。つまり、「海に由って盛衰浮沈の運が決せられる」地政学的理由から見て、海洋にこそ国家繁栄の基盤を求めべきだというのが自説である。

海上の国は偉大なる天命を有する、彼は世界の到る処に交通し、連絡する天与の便宜と、機会と、使命と、責任とを有する。彼はその国の領土の狭きを患ひない、それに由ってその国運を擁護し、世界に発展し、世界の進運に貢献する隠蔵の力を無限大に有する。⁽²⁰⁾

次に田川の満州論に触れてみたい。湛山の満州放棄論は著名であり、その優れた見識を評価する歴史研究も今日少なくない。その一方、田川のそれはほとんど知られることがない。田川の特徴は、まずその満州統治論に見ることができ。きっかけは第一次大戦後、旧ドイツ領の南洋群島がわが国の委任統治領となったことにあり、満州も同じ様な委任統治領にしたらどうか。それは台湾、朝鮮、樺太、関東州といった実質植民地とみなされた隣接諸国と違わない。その判別を詳しく論じていないので、「委任統治」の内容に即して細かく検討することはできないが、田川によれば「自治統治」、すなわち自治国家に近い。しかも、他で田川は朝鮮自治、台湾自治を

抵抗する精神とはなにか

認めようという、いわゆる議会設置運動に長く関わっているから、満州の場合も戦時から平時に移った段階でその方向を目指すべきだと考えたのではないか。これは軍部が画策する傀儡政権としての満州国論（五族協和論）とは、明らかに異質なものである。満州事変の後、早い時期から「支那の主権の下に、日本に委任すべし」という現実性のある主張を発表している。

支那人と、ロシア人と、日本人と入り交った特殊の政団を設け、特殊の発展を図るが宜しい。それは政治的技術の一種である。相合して、この特殊な地域の経済的發展を図る、特殊の政治的努力である。それ位の智慧は、今日の吾等に有り相なものである。⁽¹²⁾

その実現に必要なものは統治技術の、あるいは統治形態の良し悪しでなく、まずもって統治する側の政治哲学、なにかなく倫理、道徳的姿勢の有無が問われなければならない。統治に必要なものは、「その分捕を完全に封じた道徳的、倫理的国際関係を人情で結ぶところの情け深い、気持ちのいい約束である」⁽¹³⁾こと。だが、その田川においてすら忘れられた問題がある。それは統治される側、満州に住む土着住民の意向が汲み取られないまま、「情深い、気持ちのいい」統治が語られていること。その一方で、田川には「僕は満州を棄てても、太平洋のことを護りたいと思ふ」⁽¹⁴⁾との発言があり、一面で「放棄」をおわせる言い方もしている。さらに、田川には韓国を併合したことに反対した過去の事実があり、この時も国防的な見地からみて韓国併合は望ましくないという説明を行なっている。

実に、露西亞を破るの途は、彼を南滿州に引きつけ、朝鮮半島に引きつくる……（その）南滿州、朝鮮に入つて来た時、我國は始めて露西亞と対等の境、若くは対等以上の境に立ち得るのである。⁽¹⁵⁾

大陸外交は、個別的に対応するのではなく、全体を統括する政策、戦略を持ちつつ、相互に連携することが大切であり、滿州放棄もその選択肢として有り得ることを示唆した。田川の場合、繰り返すがその全体的戦略は滿州、台灣、朝鮮を自治国家化することであり、そのための議会設置を求める運動には協力を惜しまなかった。一方、湛山のそれは小日本主義という戦略構想に立つて滿州を全面的に放棄するわけであるから、兩者の向かうところは、最終的に滿州獨立の期待になるうか。

八 对中国政策論の推移

中国とは友好、親善を図ることが何よりも優先されるべき外交課題であると考えた点において、兩者の間に違いはなかった。一九一五（大正四）年六月五日、『東洋經濟新報』の「社説」は「支那に於ける日支人間の反目疾視は意想外に甚だしい。若し此の反目疾視して無かつたならば、仮りに先頃の我が對支要求が無理であつたとしても、恐らく彼の如き騒ぎとはならず、談笑の間に交渉は進んだであろうということであつた。如何にも尤もな觀察であつて、吾輩は常に然う思つていた⁽¹⁶⁾」というように、問題解決の障害となつたのは両国間の反目疾視であり、これを取り除くことが先行すべき課題である。その原因はどこにあるか、湛山によれば「我が國民は、彼の

抵抗する精神とはなにか

抵抗する精神とはなにか

国民を劣等扱いにしておるのである。少なくとも肩を並べて親しもうとはしない」国民感情にある。その端的な現われが露骨な強権的帝国主義外交である。

結局は親善の関係を結ぶ外無しと見たら、宜しく明かに卿等の帝国主義を捨てるが善い。日支親善の方策は之れを措いて他に無いからである。⁽¹⁷⁾

湛山の結論は外交姿勢を根本から改めない限り、その成就是おぼつかないという、いわば善隣外交の提唱であった。これは三浦鍔太郎が主張し、湛山が論理化し、実際のな方針としてまとめあげたもの。やがて「満州放棄乎、軍備拡張乎」、「大日本主義乎、小日本主義乎」に結実した。

小日本主義は、国際政治関係、また国際経済関係の面において、国家的欲望（帝国主義的欲望）に対する自律的、あるいは他律的な統制を主張することを特徴とし……（それは）湛山の思想、哲学に基づくものであった。⁽¹⁸⁾

換言すれば「我が対支外交を支配する伝統は、一般に我国の支那に於ける既得権益の擁護として知られている」⁽¹⁹⁾ 様々な特権をどのように取り扱うべきか、つまり「関東半島租借権にしても、南滿鉄道にしても、滿蒙に於ける其他の投資や事業経営にしても、他の支那領土に於ける治外法権や、経済上の諸特権も、何ら異なる性質

のものではない」⁽¹³⁾。このように満州事変以後の対中国政策論は湛山において、主張の一貫性という優れた特徴を見ることができ、田川は自治政策を提唱したことからも分かるように、主張が包括的戦略性において優れていることを認めることができる。しかし、湛山にも満州自治論が無かつたわけではない。

満州は、所謂保疆安民の主義を確立する外、総ての政治及経済施設は同地居住の支那人の意に任せる。即ち絶対の自治であつて、我国からの顧問を入れる如きことも、若しそれが監視人的意味の者であるなら、避けるが宜しい⁽¹⁴⁾。

湛山の満州放棄論はその後の政治状況、世論動向から見て、いかにも現実離れした空論と人びとの眼には映つたであろう。しかし、一九二二（大正一〇）年七月の初発論説において、これを当時の世相のなかで読み直してみるなら、昭和戦時期とは異なる意義と評価が与えられる。当時は「軍縮」、「平和」が大きな政治課題として取り沙汰されていた。

もし政府と国民に、総てを棄てて掛るの覚悟があるならば、会議そのものは、必ず我に有利に導き得るに相違ない。例えば満州を棄てる、山東を棄てる、その他支那が我が国から受けつつありと考える一切の圧迫を棄てる、その結果はどうなるか、また例えば朝鮮に、台湾に自由を許す、その結果はどうなるか⁽¹⁵⁾。

可能性としては様ざまな選択肢があり、それを実現に向かわせる力は、従来と異なる政治道徳、哲学を下敷きになれば、ひとつの政治勢力と成り得ることを予想した。そして、これを必ずしも実現不可能なこととは見なかつた。従つて「世界に於ける其道徳的位置を保つ」ことができるために、「身を棄ててこそその面白味がある」と断言し、逆に「空想呼ばわりをする人があるかも知れぬ。小欲に囚われること深き者」には理解すら出来ないであろうと嘆きもした。すべからず、政策の背後には確固とした政治哲学がなくてはならないという主張で、それが軍国主義の風潮が拡大していく世相のもと、哲学と切り離された様ざまな政治活動が、時代の趨勢に押し流されるように現われては消え、次つぎと目まぐるしく変化するなか、湛山は「武力を以てこの解放を強制するか、あるいは道徳を以てこれを余儀なくせしむるかのほかに道はない」という選択を終始一貫人びとに迫り、かつ訴え続けた。

おわりに

西野耕三が長幸男から聴いた話として、「石橋湛山にとつて、宗教というものは、修羅場におかれた自分を支えてくれる根拠であつた」という指摘がある。湛山は日蓮宗信徒として育ち、実父は身延山久遠寺の第八一世法主を務め、自身も一一歳の時に得度、生涯僧籍を捨てなかつた。また、山梨県立第一中学時代に、校長、大島正健の影響を受け、大島は札幌農学校出身であり、W・S・クラークの感化を受けてキリスト教徒になつた人物である。ここからも分かるように、湛山にはその社会的実践の土台として、確固とした宗教的信念があり、それは

やがて政治哲学となつて、現実政治の矛盾、曖昧さ、更には虚偽を許さぬ論理と倫理を支える強さを提供した。『湛山回想』を開くと、晩年になつて「私は今でも有髪の僧のつもりであつて、職業は別の世界に求めたとはいへ、宗教家たるの志は、いまだこれを捨てたことはない」と語る。一方学生時代、田中王堂からプラグマティズムを学び、これを自身の処世指針、思想的背景として現実問題に取り組み、やがてその自由主義は「急進的」^{ラジカル}と称されるが、これは別名「根源志向的」^ラと呼んで良いものである。戦時体制下において、その反時代的考察が度々当局の忌諱に触れることがあつても、信念は揺るがなかつた。既に一九二一年の「社説」でこうした覚悟を文章に残している。

戦うが如く、戦わざるが如き態度は、結局、戦いを誘わざれば已まず。而して其戦いたるや決心の固からざるだけに、敗北となる。願わくは、此大切な時期に、我國民をして、其執る所の方針に、信仰薄き者たらしめざれ。^(註)

一方田川の場合、彼も活動の背景、実践の根柢を尋ねると、そこには宗教性に裏づけられた原理が介在する。若き日に小崎弘道から洗礼を受け、後に植村正久を師と仰いだ人生は、終始キリスト教徒としての途を歩み、実践的にはキリスト教社会主義を標榜し、職業人としてはジャーナリスト、政治家の途を選んだ。とりわけ戦時体制下においては、湛山と同様度々当局の忌諱に触れ、起訴されて有罪判決を受けるなど、弾圧は自身とその周囲に及んだ。従つて彼等は終始同志であり、盟友の關係を保った。しかし、近代史において彼等を冷静でしたたかな、

抵抗する精神とはなにか

そして粘りのある抵抗者の系譜に位置づける試みは、今日その成果を充分に得ていない。従って、かくの如き抵抗の姿^{エッセ}、ないし仕方^{メソッド}がどの様な形と位置を占めるものか、ここでは今後の歴史研究の素材提供としておく。最後に、戦後のエピソードに触れてこの稿を終える。一九四六年四月一〇日、初の衆議院総選挙に際し、湛山はその急進的自由主義に沿う形で自由党から出馬、田川は翌年キリスト教社会主義者として社会党から出馬、湛山はこの時落選したが、田川は最高点で当選した。しかし活躍する間もなく、高齢からくる肝硬変で亡くなっている。一方、落選した湛山のその後は、やがて戦後政治をリードする政治家となって大成した、このことは今や周知のとおり。

田川大吉郎氏を国立第一病院に見舞ふ。相当元氣なれども、衰弱は甚だし（昭和二年八月二一日、石橋湛山日記）。

註

- (1) 東洋時論、大正元年九月、一二頁。
- (2) 前掲書、一二頁。
- (3) 石橋湛山「大正神宮造営の儀は止められたし」、東洋経済新報、昭和二年三月五日、九四頁。
- (4) 明治学院高商論叢、第四号、昭和八年二月、二六七頁。
- (5) 斎藤勇はこの事実を本人から聞いている（斎藤勇「思い出の人々」、新教出版社、一九六五年、一三九頁）。
- (6) 芳賀榮蔵「明治大正筆禍史」、四紅社書房、大正一三年一月、一六七頁。
- (7) 芳賀榮蔵、前掲書、一六八頁。

- (8) 石橋湛山「湛山回想」、岩波書店、一九八五年、二六一頁。そこには「寺内内閣は、いわゆる藩閥内閣で、特に言論に対する取り締りがひどく、田川氏は、この内閣のもとに舌禍を受け、大正六年四月入獄のうきめを見た」とある。
- (9) 「吉野作造論集」、中公文庫、一九七四年、六七〜六八頁。
- (10) 例えば、「第三帝国」、大正六年一月一日、二三頁を参照のこと。
- (11) 前掲書、二四頁。
- (12) 石橋湛山「東京市の財政と電燈・電車」、東洋経済新報、大正四年九月五日(全集、第二卷、三七二頁)。
- (13) 石橋湛山、前掲書、三七一頁。
- (14) 田川大吉郎「東京市長論」、中央公論、大正四年三月、四四頁。
- (15) 石橋湛山「市長選挙の目安」、東洋経済新報、大正四年二月一日、一一頁。
- (16) 石橋湛山「知事の公選」、東洋経済新報、大正十一年三月一日(全集、第四卷、一三頁)。
- (17) 田川大吉郎、前掲書、四六頁。
- (18) 石橋湛山「市長選挙の目安」、東洋経済新報、大正四年二月一日、一一頁。
- (19) 石橋湛山「政党政治無き結果」、東洋経済新報、大正四年六月一日(全集、第二卷、三五三頁)。
- (20) 石橋湛山「後藤子の活動」、東洋経済新報、大正十二年五月五日(全集、第五卷、四五一頁)。
- (21) 石橋湛山(松尾尊兌編)「石橋湛山評論集」、解説、岩波書店、一九八四年、二九七頁。
- (22) 石橋湛山全集、第二卷、東洋経済新報社、四七頁。
- (23) 石橋湛山「新自由主義の発達」、東洋経済新報、大正四年三月二十五日(全集、第二卷、四七六頁)。
- (24) この頃「湛山はホブハウスの新自由主義の主張に共鳴し、自らの政界進出に備えて『新哲学』—自分の政治・経済綱領—を模索していた」(姜克實「石橋湛山」、吉川弘文館、二〇一四年、三九頁)。
- (25) 家永三郎「太平洋戦争」、岩波書店、一九六八年、一四六頁。E・H・ノーマンも「日本における近代国家の成立」のなかで、特に田川の名を挙げ「人民の味方としての役割を立派に果たした人物」の一人、という評価を与えている(E・H・ノーマン(大窪憲二訳)、岩波書店、一九九三年、三二二頁を参照)。
- (26) 松尾尊兌「大正デモクラシー」、岩波書店、一九九四年、四頁。

抵抗する精神とはなにか

抵抗する精神とはなにか

- (27) 長幸男編「石橋湛山―人と思想」、東洋経済新報社、一九七四年、一〇八頁。
- (28) 普選を基盤とした立憲政治の確立、小日本主義の主張に比較的近くにいた人物として、茅原華山を含めることも可能である。大正二年一〇月、雑誌「第三帝国」を刊行、田川をはじめとするリベラリストの言論誌となった。
- (29) 石橋湛山「湛山回想」、岩波書店、一九八五年、二五九頁。
- (30) 長幸男編、前掲書、一一四頁。
- (31) カール・シュミット(稲葉素之訳)「現代議会政治の精神的地位」、みすず書房、二〇〇〇年、一七頁。
- (32) 田川大吉郎「静心雑記」、白揚社、一九三五年、二二一頁。
- (33) 田川大吉郎、前掲書、三二五頁。
- (34) 「新使命」、第五卷一号、昭和三年一月、社告。
- (35) 田川大吉郎「立憲思想開発策」、中央公論、第二九年五号、大正三年五月、一四頁。
- (36) 石橋湛山、前掲書、一七五頁。
- (37) 同書、一三八頁。
- (38) 「東洋経済新報社百年史」、東洋経済新報社、一九九六年、一一五頁。
- (39) 前掲書、一一五頁。
- (40) 同書、三三二頁。
- (41) 石橋湛山全集、第一卷、東洋経済新報社、三四六頁。
- (42) 田川大吉郎「選挙民の量か質か」、東洋経済新報、大正三年五月一日、二七頁。
- (43) 田川大吉郎、前掲書、二七頁。
- (44) 田川大吉郎「普選調査会を設けよ」、太陽、第二八卷五号、大正二年五月、四三頁。
- (45) 「田川大吉郎氏談話速記(第一回)」、昭和一六年一月五日、国会図書館憲政資料室所蔵。
- (46) 国民新聞、大正一年三月二五日。
- (47) 石橋湛山全集、第一三卷、東洋経済新報、一七三頁。
- (48) 石橋湛山「革新倶楽部に註文」、東洋経済新報、大正二年九月六日(全集、第四卷、一〇五頁)。

- (49) 石橋湛山、前掲書、一〇八頁。
- (50) 東洋経済新報、大正一〇年二月二二日。
- (51) 石橋湛山「衆議院改善の方法」、大正一二年二月二四日〜三月三日（全集、第四卷、一二二頁）。
- (52) 石橋湛山「所謂憲政常道論の意義」、東洋経済新報、大正一一年七月一日（全集、第四卷、一〇一頁）。
- (53) 石橋湛山、前掲書、一〇三頁。
- (54) 田川大吉郎「憲政の基調を缺く」、太陽、第二八卷七号、大正一一年六月、五八〜五九頁。
- (55) 石橋湛山、前掲書、一〇二頁。
- (56) しかし、田川と湛山の間には政治的妥協に理解を示す形で、主張を同じくすることもあった。例えば、「幸いにも政友、民政両党の勢力が伯仲しておるので、野党が暫く田中内閣を援ける態度を取りさえすれば、頗る容易に出来べき事だ。記者は此点に於て先般田川大吉郎氏が本誌に寄せられた政友民政両党妥協論を卓見と思う」（「時評」、昭和三年四月二八日）。
- (57) 田川大吉郎「今日の問題」、開拓者、昭和九年三月一日、二二頁。
- (58) 田川大吉郎「議院政治は何処へ行く」、経済倶楽部講演、第四八輯、昭和九年三月一五日、三頁。
- (59) 田川大吉郎「岡田内閣と文教問題」、帝國教育、第六五四号、昭和九年八月一日、一五頁。
- (60) 田川大吉郎「先づ挙国一致内閣を破る国は」、国際知識、第一五卷一号、昭和一〇年一月、五四頁。
- (61) 東洋経済新報社百年史には、「本誌は田中政友会内閣の『対支出兵』や大陸政策をきびしく批判しており、政友会そのものをトータルに支持したということではなかった」（五一〜六頁）とある。
- (62) 長幸男編、前掲書、一二八頁。
- (63) 田川大吉郎「欧米一巡の後」、東京市役所、大正三年一二月、一〇五頁。
- (64) 石橋湛山「市町村に地租営業権を移譲すべし」、東京経済新報、大正一四年六月二〇日（全集、第五卷、三八七頁）。
- (65) 石橋湛山、前掲書、三八五頁。
- (66) 田川にとつてもこれは同じで、「私の信ずる限りに於ては、国家と市町村自治体とは同一物である。∴市町村にはそれだけの権限を有せしむべきものである」（「地租委譲の考へ」、東洋経済新報、昭和四年二月一六日、一八頁）。
- (67) 田川大吉郎「都市政策汎論」、自揚社、大正一四年五月、六三二頁。

抵抗する精神とはなにか

抵抗する精神とはなにか

- (68) 石橋湛山「両税移譲と中央財政」、東洋経済新報、大正一四年七月四日(全集、第五卷、二六七頁)。
- (69) 石橋湛山、前掲書、二六七頁。
- (70) 石橋湛山「地方自治制と市町村」、東洋経済新報、大正一四年六月六日(全集、第五卷、二六四頁)。
- (71) 田川大吉郎「田租廢止論」、現実処、昭和九年、一頁。
- (72) 田川大吉郎、前掲書、一〇頁。
- (73) 石橋湛山全集、第二卷、東洋経済新報社、二九六頁。
- (74) 田川大吉郎「日本の軍備論」、東洋時論、大正元年一〇月一日、四八頁。
- (75) 衆議院予算委員会第四分科会議事録、大正三年二月二十四日、三二頁。
- (76) 石橋湛山全集、第二卷、東洋経済新報、二九六頁。
- (77) 長幸男編、前掲書、一〇七頁。
- (78) 松尾尊兌「近代日本と石橋湛山」、東洋経済新報社、二〇〇三年、五七頁。
- (79) 石橋湛山「禍福を蔵せる講和条約」、東洋経済新報、大正八年五月二五日(全集、第三卷、一二九頁)。
- (80) 石橋湛山「国際連盟の中心事業」、東洋経済新報、大正八年二月五日(全集、第三卷、一二五〜一二六頁)。
- (81) 拙稿「国際連盟協合理事としての田川大吉郎」、明治学院大学社会学・社会福祉学研究、第一三六号、二〇一一年一〇月を参照のこと。
- (82) 田川大吉郎「国際連盟の将来」、開拓者、第一六卷一号、大正一〇年一月一日、一四二頁。
- (83) 田川大吉郎、前掲書、一四三頁。
- (84) 田川大吉郎「民衆の気分を缺く政情」、東洋経済新報、大正九年二月四日、一四頁。
- (85) 田川大吉郎「国際連盟に対して」、東洋経済新報、大正九年九月一八日、一二頁。
- (86) 田川大吉郎、前掲書、一四頁。
- (87) 石橋湛山「田川氏の提案」、東洋経済新報、大正九年九月二五日(全集、第三卷、五一九頁)。
- (88) 田川大吉郎「古今相似たり」、福音新報、第一三六五号、大正一〇年八月二五日、三頁。
- (89) ハロルド・ラスキ(岡田良夫訳)「危機にたつ民主主義」、ミネルヴァ書房、一九五七年二月、一五九頁。

- (90) 法学研究（慶応義塾大学）、第四五卷一〇号、一九七二年一〇月、一五三頁。
- (91) 田川大吉郎「海軍縮小会議の二側面」、国際知識、第九卷八号、昭和四年八月、一七頁。
- (92) 田川大吉郎「ロンドン会議に直面して」、国際知識、第一〇卷一号、昭和五年一月、一六頁。
- (93) 田川大吉郎「近事解説」、女子青年界、第二八卷八号、昭和六年八月、三六頁。
- (94) 田川大吉郎「今年の連盟総会及び今後」、国際知識、第一一卷九号、昭和六年九月、三頁。
- (95) 田川大吉郎、前掲書、一〇頁。
- (96) 田川大吉郎「世界の趨勢と日本（一）」、東洋経済新報、昭和七年七月二日、三九頁。
- (97) 田川大吉郎「国際情勢の解説と批評」、隣人之友、第三号、昭和八年五月、一〇頁。
- (98) 座談会「軍縮会議脱退後の形成と其の対策を語る」、東洋経済新報、昭和十一年一月二五日、二五頁。
- (99) E・H・カー（井上茂訳）「危機の二十年」、岩波書店、一九五二年、九八頁。
- (100) 田川大吉郎「太平洋会議の話」、主婦之友、大正一〇年一〇月、一五頁。
- (101) 田川大吉郎、前掲書、一七頁。
- (102) 松下芳男「水野広徳」、皿州社、一九五〇年、五四頁。
- (103) 田川大吉郎「軍備縮小と教育」、教育学術界、第四卷二号、大正十一年一月、二三一―二三二頁。
- (104) 田川大吉郎、前掲書、二二六頁。
- (105) 同書、二二六頁。
- (106) 田川大吉郎「国際連盟をたづねて」、国際連盟協会、大正十二年四月、一三―一四頁。
- (107) 石橋湛山「軍縮は不徹底」、東洋経済新報、昭和七年七月二日（全集、第八卷、二二八頁）。
- (108) 座談会「資本主義は倒壊するか」、東洋経済新報、昭和九年一月六日、七二頁。
- (109) 田川大吉郎「議會政治は何処へ行く」、経済倶楽部講演、第四八輯、昭和九年三月一五日、三〇頁。
- (110) 田川大吉郎「非立憲的態度」、東洋経済新報、昭和七年一月三〇日、四〇頁。
- (111) 座談会「資本主義は倒壊するか」、東洋経済新報、昭和九年一月六日、七〇頁。
- (112) 田川大吉郎「庶政一新と軍部」、経済情報、昭和十一年一〇月二日、四頁。

抵抗する精神とはなにか

抵抗する精神とはなにか

- (113) 田川大吉郎「議會主義と軍国主義」、経済情報、昭和十一年二月一日、三頁。このような「自由主義のたどるべき道は」、E・H・ノーマンによると抑圧の対象となるばかりではなかった。すなわち「人民の味方としての役割を立派に果たした人物は尾崎行雄、安部磯雄、犬養毅、田川大吉郎らをはじめとしてすくなくない。だが、最悪の場合には、議員は政治的立身出世主義者となって、老獪な妨害技術を使った」(E・H・ノーマン〈大窪憲二訳〉「日本における近代国家の成立」、岩波書店、一九九三年、三二二頁)。
- (114) 石橋湛山「軍部の議会改革案と議會主義の否認」、東洋経済新報、昭和十一年一月七日、一三頁。
- (115) 石橋湛山「所謂軍人の政治干与―実は政治家の無能にある」、東洋経済新報、昭和十五年二月二十四日(全集第一卷、一三六頁)。
- (116) 石橋湛山「湛山座談」、岩波書店、一九九四年、四一頁。
- (117) 斎藤勇「思い出の人々」、新教出版社、一九六五年、一四二―一四三頁。
- (118) 田川大吉郎「海上国としての日本」(海洋協会刊「海洋発展史」増補版、昭和十七年一月、七頁)。
- (119) 田川大吉郎、前掲書、五頁。
- (120) 同書、四頁。
- (121) 田川大吉郎「鮮満の境を過ぎて」、国際知識、第一一巻一〇号、昭和六年一〇月、二六頁。
- (122) 田川大吉郎、前掲書、二六頁。
- (123) 田川大吉郎「国際情勢の推移」、基督教年鑑、昭和十二年版、日本基督教連盟、昭和十一年二月、一一頁。
- (124) 田川大吉郎「日本の浮沈と太平洋」、東洋時論、明治四四年六月一日、三四頁。
- (125) 田川大吉郎「局外者の軍事観」、新公論、第二七卷七号、明治四五年七月、二二頁。
- (126) 石橋湛山「日支親善の法如何」、東洋経済新報、大正四年六月五日(全集、第一卷、四〇九頁)。
- (127) 石橋湛山、前掲書、四一―一頁。
- (128) 姜克實「石橋湛山」、丸善、一九九四年、六一頁。
- (129) 石橋湛山「対支強硬外交とは何ぞ―危険な満蒙独立論」、東洋経済新報、昭和三年十二月一日(全集、第六卷、二三四頁)。
- (130) 石橋湛山、前掲書、二三五頁。
- (131) 石橋湛山「支那に対する正しき認識と政策」、東洋経済新報、昭和七年二月六日―三日(全集、第八卷、五九頁)。
- (132) 石橋湛山「一切を棄つる覚悟―太平洋會議に対する我が態度」、東洋経済新報、大正一〇年七月二三日、九八頁。

(133) 石橋湛山全集、第四卷、東洋經濟新報社、一一七頁。

(134) 自由思想、第一二三号、二〇一年八月、三四頁。

(135) 石橋湛山全集、第四卷、東洋經濟新報社、五四頁。